

令和4年度「青森県・野辺地町」連携融資制度

野辺地町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補助を行います。

◆1. 野辺地町内で創業する方

- 対象資金 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金【創業する事業】
- 補助対象者 町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年に満たない中小企業者で、次のいずれにも該当する方
 - ①町内に住所を有する個人（その予定の方）または 町内に法人登記をした事業者（その予定の事業者）
※ただし、町外で事業を展開する場合は対象外
 - ②町に納付すべき税金を滞納していないこと
 - ③青森県「選ばれる青森」への挑戦資金の「創業する事業」により、融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方
- 補助内容 信用保証料の全額を補助（県が30%、町が70%を補助）

※ 予算の範囲内での交付となるため、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。

<お問い合わせ先>

○青森県特別保証融資制度に関すること

青森県商工政策課 電話 017-734-9368

○信用保証料補助に関すること

野辺地町産業振興課 電話 0175-64-2111（内線 267）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 【1. 野辺地町内で創業する方】について希望融資額が1000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

Q3. 野辺地町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることはできますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が町内にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、商工中金、あすか信用組合 〕